

岡本 明著

『ナポレオン体制への道』

山崎 耕 一

一九八九年のフランス革命二百周年を契機として、我が国でもフランス革命関係の書物が何点も出版された。評者自身もささやかながらその驥尾に付したものだ、本書もまたそのひとつと言えるかも知れない。確かに八九年はすでに過ぎ去り、ジャーナリズムの関心はとうに消え失せたが、二百周年ということであるなら、著者が「あとがき」で言うように「フランス革命は短くとも一七九九年までは続いたのであるから、一九八九年にそれほどこだわらなくてもよい」のである。

本書は、「問題の所在」を記した「序」に続けて、第一篇が「絶対王政末期の改革」、第二篇が「一七八九年人権宣言の世界」、第三篇が「総裁政府論」、第四篇が「ナポレオン体制論」となっており、最後に「結び」で締めくくっている。すなわち、一八七〇年のパリコミューンまでの約百年を「革命の時代」として一括したフュレほど終結点を後にのばしはしないものの、開始点では一致しており、かつ通常の革命史よりはずっと長いタイムスパンをとっている。もちろん、こうした時代区分は著者の問題意識を反映

しているのであって、それはおよそ以下のようにまとめられるであらう。

すなわち、一七七五年から始まるテュルゴの改革、その後のネッケルの改革、一七八七―八八年の名士会はいずれも行政・財政上の政策の手直しをはかるものであったが、同時に統治機構の部分的変更をももたらした。その結果、守旧派・王権派とならんで自由派が出現する。自由派を構成するのは自由主義貴族および上層ブルジョワであって、彼らが革命初期を指導することになるのである。この自由主義こそ、後に登場するボナパルティズムとともに、フランス革命が一九世紀にもたらした重要な遺産であった。従ってこれら両者が「再会する」百日天下がフランス革命の最終場面と位置づけられるのであり、またそこに到る重要な段階として総裁政府が重視されることになる。他方、これまでのフランス革命論においては一義的な重要性を与えられていたジャコバン独裁期ないしはモンターニュ派（もしくはロベスピエール派）のイデオロギーは、八九年の自由主義ともナポレオン体制とも異なるものであり、革命の振り子が左にぶれた段階で生じた、一種の逸脱に過ぎない。もちろん、九三年の革命が生じたのはそれなりの必然性によるのであり、それこそがフランス革命の主たる特質なのであるが、それはまさに「中進国に生じたブルジョワ革命」の特質なのであって、決してこの段階を経たが故に典型的なブルジョワ革命とみなされたりすべきものではないのである。

著者のこうした見取り図については様々な反論が予想されるし、評者も全面的に首肯するものではない。しかしひとつの問題提起としての重要性は認められねばならないし、フュレの近説との間

に一定程度の類似性は指摘できるかもしれないものの、少なくとも我が国においては新しい図式をそれなりに首尾一貫したものと提出した大胆さ・知的勇氣は、十分に評価されねばならぬだろうと思う。だが、本書の意義をたんに概略的な理論の新しさのみに限ってしまったのでは、著者の本意を見落とすことになる。理論上のいわば結節点となるべきいくつかの時点に關して実証的な検討を行い、事實をもって論証した点にこそ、著者の自負があるのではないかと思われる。そして、その点に同時に、本書を論評するのに取り上げねばならぬ問題も現れているのである。

本書は論争の書である。別に特定の本書や研究者を取り上げて反駁しているわけではないが、右に述べたような図式を提出したと自体からして、学界に波紋を投じることが著者は予想(期待?)しているであろう。故にここでも、議論の対象になるべき点を指摘することを中心としながら、本書の構成をまず紹介したい。なお以下で「問題」もしくは「問題点」という語を用いた場合、それは今述べた「議論の対象となるべき点」という意味であって、「修正すべき点」とか「欠点」という意味ではない。

まず「序 問題の所在」である。「(1)学説史」において、高橋幸八郎・河野健二・柴田三千雄の三氏の業績を批判的に検討したのち、右に述べたような著者自身の理論の見取り図が示されている。ここでの問題は「中進国」という概念だろう。著者は「中進国とは経済的發展の進度によってのみ規定されるのではなく、同時代のブルジョワジーの存在形態によっても規定される。」(八頁)と述べた後に、イギリス・プロイセン・フランスのブルジョワジーのあり方を簡潔に紹介し、「このような意味でフランスはイギリ

スとプロイセンの間に位置する中進国である。」(八頁)と結論している。それはそれなりに学説史を踏まえた上での叙述なのであるが、ここでの記述だけでは、なぜフランスがイギリスとプロイセンの間なのか理解しづらい。しかしそれ以上の問題は、「中進国」という概念そのものであろう。こうした「単線的発展史観」はたして有効なのであろうか。それぞれの国ごとに一定の「型」があることは確かだろうが、その中の一つが他の一つよりも「進んでいる」とか「遅れている」とか言うための単一の基準がそもそもあり得るのか、という点が問われてもいいのではないだろうか。

「(2)対象と方法」において、著者は本書を「社会史を取り込んだ政治史の研究」(一三頁)と定義する。ここでいう社会史とは「支配の機構や公的共同体の運営に携わる社会諸階層の位置関係相互の結合、その環境を構成する自然的・地理的諸要素」(一三頁)を対象とする研究を指す。これにより「主権、権力機構、党派とイデオロギー、官職という政治と社会領域にまたがる全体像が、ルーフとなって提示される」(一四頁)ことが目指されているのである。

「(3)時期」についてはすでに紹介した。「(4)概念の問題」では「ブルジョワジー」の定義が問題となる。著者は、一方では「フランス革命の場合、商業、および商業が包摂する製造業の発達、金融によって富の蓄積をはたしたブルジョワジーは、これら実業の世界以外の諸職業分野にも進出し、弁護士、医師、ジャーナリスト、大学教授、文筆家、建築請負人などの社会職業を占めた」(一八頁)と述べている。(余談だが、文頭の「フランス革命の

場合」というのはおかしいのであって、「フランスの場合」とでもすべきであろう。こうした用語に関しては末尾で触れたい。」ところが他方では「……フランス絶対王政の統治構造を念頭におくと、官職に在るか否かが重要な分岐点になる。(中略)実業界の人びとは、当時の通念では、官職者とはもとより、非官職の知的職業や法曹関係の従事者と比べても下位にあった。当時、『コムルサン (commerce)』の語は、金融業者つまり銀行家、両替商から貿易業者・国内取引商人、製造業者、商店主までを含むのに使われ、世間には金銭を扱う者として蔑視する感情が残っていた。一八世紀後半中葉以後(これは一七七五年以後という意味なのだろうか?・評者)の商業の拡大と蓄財によって財力の点では一連の官職者を凌ぐようになったとはいえ、それだけでは平民官職者、総徴税請負人と並ぶ上層ブルジョワの条件を備えていない。」(二〇―二二頁)と述べ、官位の上下を基準に上層ブルジョワと中流ブルジョワを区別している。そしてこれら二つの「ブルジョワジー」概念の整合性は必ずしも明快に説明されてはいない。思うに著者は、ブルジョワジー＝資本家という経済史的な定義の窮屈さから抜け出すために、上部構造の自立性ないしは独立性をここで指摘したかったのではないだろうか。しかしその結果、ブルジョワジー＝官職者という別の(恐らく「資本家」よりもさらに狭い)枠に陥ってしまったように思われる。ブルジョワジーを過不足なく定義するのが至難の技であることは、いまさら評者が指摘するまでもあるまい。本書をきっかけに学界での議論が進むことを期待したい。「(5)史料の問題」は技術的問題を扱った一五行だけの節であるから省略する。

さて、以上のような問題設定のもとに第一篇からの本論が始まるわけであるが、与えられた紙面の都合もあり、また多岐にわたる記述を簡潔に要約するのは困難であるので、単に主題のみを記していきたい。第一篇の第一章「貴族反動説」の検討では、第一節「受爵官職」(またはや余談だが「受爵」よりは「授爵」の方が適當ではないかと思う)と第二節「国王監察官とシュブデレグ」で、貴族の官職保有者が平民の上昇をおさえつけ、官職から締め出すという意味での「貴族反動」は存在しなかったことが示され、第三節「州制の変容」ではギューイェンヌ州において絶対王政末期に行政機構がどのように変化したが、実証的に明らかにされている。第二章「ネッケルの行財政改革」では、ネッケルは人気取りのために増税を避け、借入金に頼って、結局は国庫財政の破綻を招いたという従来の否定的評価が退けられ、彼の政策は財政機構そのものを改革して国家の近代化をめざすものだったことが示される。また彼を支持した人々の中に、リベラリズムにつながる流れが現れることが示され、革命期から帝政にまで続く改革が絶対王政末期から始まっていることが確認される。

第二篇「一七八九年人権宣言の世界」は、第一章「フランス革命主権論」(フランス革命期の主権論)の方がより明確であろう)、第二章「ジロンド派政治論」、第三章「ジャコバン主義論」の三章からなる。第一章での中心は抵抗権の規定の問題、別の言い方をすれば「自然状態」と「社会状態」、「自然的自由」と「市民的自由」および「政治的自由」が「抵抗権」という概念を軸としてどのように位置づけられるか、そしてその位置づけがどのような社会関係・政治状況を反映しているかという問題である。基本的に

はこの同じ問題が一七九二―九四年にいかにも展開するかを追求したのが第二章・第三章である。ただし、ジロンド派やジャコバン派が問題になるときは議會・パリ市当局・民衆運動という八九年にはみられない問題軸も登場しており、第三章第二節ではアンラジェ派のジャック・ルーの拠点であるグラヴイリエ区の動きも紹介されている。

第三篇「総裁政府論」は全部で四〇頁ほどの、比較的短い篇である。第一章「党派と権力」、第二章「末期総裁政府の動向」からなっており、兩章を通じて、ブルジョワ革命か否かを分かつ要素のひとつである権力の分立が確定される過程、および総裁政府期の党派の中からリベローとボナパルティストが析出されてくる過程を示している。

第四章は「ナポレオン体制論」である。第一章「統領政樹立の意味」では、統領政が中道左派政権であり、統治機構、主権原理からみてもフランス革命の成果を引き継ぐものであったことが示される。第二章「ナポレオン行政論」では、帝政期の行政官が絶対王政末期の官職者層から多く出ていることが指摘され、本書で言うなら第一篇から第四篇への一貫性が示される。ただし著者は、こうした一貫性の指摘は、フェルのようにアンシアン・レジーム末期と帝政を同一の系統のものとしてつなぐことを意味するのではなく、総裁政府期における変化を媒介していると述べている。

第三章は「百日天下論」である。総裁政府の末期に萌芽的に現れ、帝政期には相対立していたリベラリズムとボナパルティズムが百日天下の帝國憲法附加条項において融和する、とされる。すでに述べたように、ここで革命は完結し、ここから政治上の十九世

紀が始まるのである。

紹介がやや簡潔すぎたかもしれないが、以上からでも著者の構想の雄大さはおわかり頂けると思う。我が国では、アンシアン・レジームの専門家はフランス革命についてはあまり発言せず、革命期の専門家は絶対王政については革命の方から遡るかたちで言及するにとどまる。しかも関心は一般に一七九四年で途切れてしまつて、総裁政府を正面から取り上げる研究者はほとんどいない。そうした状況において、一七七五年から一八一五年の四〇年をひとつの視野のうちに収めようとした著者の知的勇敢さは、高く評価されてよい。そして、以下の論評をつけ加えることは、この評価をなら傷つけるものではないのである。それは、本書は結局のところ、一貫した研究書というよりは論文集に近いということである。右に述べたように、第一篇第一章第三節ではギュイエンヌ州が取り上げられるが、革命期の民衆運動を論じる際にはパリのグラヴィリエ区が考察の対象となる（第二篇第三章第二節）。ネッケルとナポレオン、つまり革命の前と後については官職者や行政機構が考察の中心になるのだが、その中間の革命期に関しては「抵抗権」というやや特殊分野に属するテーマが精密に追求される。つまり、篇ごと・章ごとに扱われるテーマが異なるのであり、それら相互を貫く一本の赤い糸を見つけたことが、少なくとも評者にはできなかった。四〇年の流れの道筋を教えてもらったというよりは、その道筋をたどる際に著者が見つけた路傍の光景をいくつか描写してもらったという印象なのである。著者はルリーフを作ろうとしたのだが、できあがったのはスケッチ集だったようである。もちろん、大変動期の四〇年間を語り尽くすこと

など、容易にできることではない。ましてや、その中に個別の事例を実証的に盛り込んでいこうとしたら、数冊の本を必要とするであろう。だから本書が種々の論点をやや脈絡なしに並べる結果になったのは、決して非難されるべきことではない。ただ、いっそのこと論文集として出版した方が、かえって体裁がすっきり整ったのではないかと思われるのである。

最後にひとつだけ著者にお願ひしておきたいのだが、もう少し日本語の表現に気を配って頂けないだろうか。二三の用語についてはすでに触れたが、実を言うと評者はたして著者の文意を正しく読み取ったか否か、はなはだ心もとないのである。一部には評者の知識不足のせいもある。特に第三篇・第四篇が扱っている対象に関しては、予備知識はほとんどないに等しい。とは言え、本書が難解なのは、必ずしも読者の側に責めを帰すべきだとも思われないのである。

比較的短くて引用が容易であり、かつ前後のコンテクストを抜いても特に長い説明を要さないものを例として挙げてみる。

〔革命前のトゥールーズにおいて〕一般に高等法院官職への上昇は、以前は中間のコースとなるカピトゥールつまり市役人職を先に占めても、そこから上への昇進が一七七五年以後は激減したため、全体としては望み薄になっていた。そうであるとしても、弁護士は法院法廷で弁論の機会を得ることを誇りとしてきたわけであり、またたいていの場合、市内居住することでカピトゥールの指名権をもつとともに、高等法院弁護士からこの職位までは登竜可能とされていた。〔四二頁、横線は評者〕横線を引いた部分のうち、最後の「登竜」は、本来は「竜門」という地名があつてそこを登

るのを「登竜門」と言ったのであるから、「登竜」では意味をなさないのであるが、何を言おうとしているかの見当はつく。しかし、最初の「以前は」は文中のどの部分につながるのだろうか。また「この職位」とは「高等法院官職」なのだろうか、「カピトゥール」なのだろうか。つまり「高等法院官職は、一般には一七七五年以降は望み薄となつてはいたが、弁護士であるならその官職まで登ることもあながち不可能でもなかった」と言っているのだろうか、それとも「高等法院官職は無理としても、カピトゥールまでなら昇進を望み得た」と言っているのだろうか。明晰判明とは言いがたい。あるいはまた「これは市民的自由が、政治的自由に回路をもつか否かの問題であつた。この面でモンターニュ派は回路をもつことであろう。」（一九六頁）という文例。「自由が回路をもつ」という表現にも評者は首をひねり、自分なりの解釈をしたのだが、その解釈の当否は定かではない。ただし、今この文例を出したのは、最初の文では「回路をもつ」のは「市民的自由」という抽象物なのに、すぐそれに続く第二の文では「モンターニュ派」という具体的党派にすり変わつていて、なんの補足もなしに文がつけられるという曖昧さを指摘するためである。あとひとつだけ例を挙げる。「フランス革命での両者（ブルジョワジーと民衆）の關係は、放物線狀の軌跡を描いており、この『放物線狀に推移する』關係こそがフランス革命における両者の關係の本質なのである。」（三五二頁）と言うが、放物線狀の社會關係とはどのような關係なのだろうか。おそらく著者には一定のイメージがあつて、そのイメージを図式化すれば放物線となるのであろう。しかし、その置き換えのメカニズム（近頃はやりの言い方で言えば

解読コード)を共有しない読者には、この一文はおよそ意味不明なのである。こうした、あれこれ想像をめぐらせないと理解できない(またはめぐらせても理解できない)文や、「一八世紀後半中葉以降」(二二頁)「境位」(二九一頁)といった著者独自の用語がところどころにあると、節ないし章の全体の論旨がやや曖昧になり、正しく読解したかどうか、ひどく不安になるのである。

文章の内容や、背景となる歴史的事実に細かく立ち入らなくても不適切さを示せる文例を探そうとしたため、やや強引な揚げ足

取りに近い評価になったかもしれない。しかし評者が言わんとしたところは理解いただけだと思う。もう少し表現にも配慮があれば、著者の主張もより説得力を増したはずである。ともあれ、長期的な視野を持つこの意欲的な労作が、我が国の学界に大きな刺激を与えることを期待したい。

(A5版 三五五十四一頁 一九九二年七月 ミネルヴァ書房)

(武蔵大学人文学部教授